

水田活用直接支払交付金に係る水田の水張り確認方法について

南箕輪村農業再生協議会



経営所得安定対策の水田活用直接支払交付金について、農林水産省より、令和4年度から8年度までの間に一度も水張りを行わない水田は、令和9年度から交付金対象外とする旨の方針が示されました。

このことに伴い、南箕輪村農業再生協議会では、南箕輪村内の水田について以下のとおり水張り確認を行いますので、書類の作成・提出をよろしくお願いいたします。

対象者

経営所得安定対策の水田活用直接支払交付金を受ける方

※まっくんファームへ麦、そば、大豆、加工用米等の作業委託をしている方を含みます。

(まっくんファームが一括申請して交付金を受け、各農家へ分配しているため。)

水張りした水田とは…

以下の①または②に該当する場合が「水張りした水田」とみなされ、交付対象水田となります。

- ① 主食用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、輸出用米、WCS 用稲等を作付けした水田
- ② 1か月以上湛水管理を行い、かつ連作障害の影響がないことが確認できる水田

確認方法および提出書類

上記①の場合：

「水稻生産実施計画書および営農計画書」の提出、協議会による現地確認等
・毎年2月～3月に配布される計画書を確認・記入し、提出をお願いします。

上記②の場合：

「水張り管理簿」の提出、協議会による現地および水張り状況写真の確認等
・提出時期：水張り開始時
・提出先：南箕輪村役場産業課農政係

※水張りについては各農家にて対応をお願いします。

まっくんファームは水張りの作業受託は行いません。

裏面もご確認を
お願いします！



・ ほ場ごとに水張り開始時と終了時の写真を2枚撮影し、地番や撮影日が分かるようにして、各自で5年間保管してください。協議会から提出を求められた場合は速やかに提出をお願いします。

・ 水張りを行った水田は、必要に応じて協議会で現地確認を行います。

・ 水張りの前後で同一の作物を栽培し、連作障害による収量低下が発生した場合は、協議会までお知らせください。

・ 連作障害を避けるため、ブロックローテーション等の対応についてご検討ください。

・ 一度水張りを行った水田についても、水張りを行った年から数えて5年に一度は水張りをしないと交付対象水田から除外されます。（※令和6年度に水張りした場合、令和11年度までに再度水張りが必要です。）

湛水管理の注意点！

・ 水稻作付や調整水田と同様の湛水管理を実施してください。なお、水張りの際は畦畔や水口等の状況を見直し、水張りによる周囲への影響がないことをご確認のうえ、実施してください。

・ 湛水管理を行う際は、各地区の水利組合等と相談のうえ実施してください。

・ 水張り時期について具体的な指定はありません。

・ 天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水管理が持続される期間として1か月以上することとしています。

・ 交付対象水田の水田機能は一筆ごとに確認しますので、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は「水張り」とは認められませんのでご了承ください。

水稻生産実施状況及び営農状況書について

令和6年度の「水稻生産実施状況及び営農状況書」について、水稻作付け等の最終年を表示する欄が追加されています。水張りを行った最終年について、ご確認のうえご記入ください。

空欄のほ場について、令和8年度までに計画的に水稻作付または水張りを行っていただくようお願いします。

「水稻生産実施状況及び営農状況書の確認事項と記入例」を合わせてご確認ください。

＝ 南箕輪村農業再生協議会事務局 ＝

● 南箕輪村役場 産業課 農政係

〒399-4592 南箕輪村 4825 番地 1 TEL：0265-72-2176（課直通）

● JA 上伊那中部営農センター

〒399-4511 南箕輪村 8142 番地 1 TEL：0265-96-7925



記入例

水張り管理簿

連絡先 090-1234-5678

※水張りについては各農家にて対応をお願いします。
まっくんファームは水張りの作業受託は行いません。

[illegible]

発生した場合は協議会までお知らせください。
連作障害の状況に関する根拠資料をご提出いただく場合があります。

ほ場ごとに水張り開始時と終了時の写真を２枚撮影し、地番や撮影日が分かるようにして、各自で５年間保管してください。協議会から提出を求められた場合は速やかに提出をお願いします。

日付データ入りの写真とする、裏面に地番を記入する、パソコンやスマートフォンによるデータにて保存する等の対応をお願いします。

【写真例】

